平成２５年（フ）第２７３号
相模原市中央区清新５丁目19番１号　アリビオ南橋本128号室
債務者　高橋　　守
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３８４号
大阪府藤井寺市林５丁目２番47号
債務者　山川　妙子
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６５２号
堺市東区高松393番地20
債務者　明石　正樹
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６８２号
堺市西区浜寺石津町東４丁２番23―207号
債務者　関口美枝子
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７０７号
大阪府富田林市五軒家２丁目15番２号105、前住所大阪市西区九条南２丁目21番８号九条三伸ビル３Ｂ
債務者　善田　義朗
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７１３号
大阪府藤井寺市船橋町８番24号、前住所大阪府藤井寺市船橋町８番５号
債務者　林　美登里
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７２７号
堺市北区長曽根町545番地33　下野池住宅11棟107号、前住所堺市北区新金岡町４丁３番３―209号
債務者　徳永　　恵
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２４３号
高知県南国市田村乙899番地の１
債務者　北村　俊哉
1　決定年月日時　平成25年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで　高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２４４号
高知県南国市田村乙899番地の１
債務者　北村　育子
1　決定年月日時　平成25年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで　高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４０号
島根県大田市大田町吉永1253番地２
債務者　松本　早苗
1　決定年月日時　平成25年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで　松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第３７９号
埼玉県所沢市けやき台１丁目25番地の18　ゼルコーバ102
債務者　宮　　尚子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４３５号
埼玉県坂戸市中富町67番地１　三田アパート206号室
債務者　外野　一夫
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４４０号
埼玉県川越市大字寺尾138番地１　コーポラステラオ205号室
債務者　戸塚百合子
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第９９号
新潟県長岡市大字日越337　介護老人保健施設悠遊苑、住民票上の住所新潟県小千谷市上ノ山１丁目２番46号　笹川正方
債務者　河上　博司
1　決定年月日時　平成25年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第５１号
福岡県柳川市三橋町柳河404番地17
債務者　橋本　和彦
1　決定年月日時　平成25年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第５２号
福岡県柳川市三橋町柳河404番地17
債務者　橋本　弥生
1　決定年月日時　平成25年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第７１号
山形県米沢市中央７丁目６番21号　コーポサトウ202号室
債務者　竹田美智子
1　決定年月日時　平成25年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　山形地方裁判所米沢支部